

第九四回

参第九号

雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律（案）

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 男女の差別の禁止（第三条 第五条）

第三章 雇用平等委員会

第一節 中央雇用平等委員会（第六条 第十八条）

第二節 地方雇用平等委員会（第十九条 第二十四条）

第四章 救済手続

第一節 通則（第二十五条 第二十九条）

第二節 初審の手続（第三十条 第三十九条）

第三節 再審査の手続（第四十条 第四十三条）

第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続（第四十四条）

第五章 訴訟（第四十五条 第四十七条）

第六章 補則（第四十八条 第五十六条）

第七章 罰則（第五十七条 第六十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働者の募集及び採用、賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件、職業紹介、職業訓練等について、使用者等が女子を差別的に取り扱うことを禁止するとともに、その差別的な取扱いによる権利又は利益の侵害から女子を迅速かつ適正な手続により救済するため必要な措置を講ずることにより、雇用における男女の平等取扱いの促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 差別的取扱い 次条、第四条又は第五条の規定に違反して女子を差別する行為をいう。
- 二 公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立て 第四条の規定に違反して行われた差別的取扱いからの救済の申立てであつてその申立ての相手方当事者が国又は地方公共団体の機関であるものをいう。
- 三 雇用平等委員会 第六条の中央雇用平等委員会又は第十九条の地方雇用平等委員会をいう。
- 四 使用者委員 雇用平等委員会の委員のうち、使用者を代表する委員をいう。

五 労働者委員 雇用平等委員会の委員のうち、労働者を代表する委員をいう。

六 公益委員 雇用平等委員会の委員のうち、公益を代表する委員をいう。

第二章 男女の差別の禁止

(労働条件等についての差別の禁止)

第三条 使用者は、労働者が女子であることを理由として、募集若しくは採用又は賃金、昇進、定年、退職その他の労働条件について、男子と差別してはならない。

(職業紹介等についての差別の禁止)

第四条 公共職業安定所（職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。）及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行う者は、同法に規定する職業紹介又は職業指導について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

(職業訓練についての差別の禁止)

第五条 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第八条に規定する職業訓練を行うものは、その行う職業訓練について、女子であることを理由として、男子と差別してはならない。

第三章 雇用平等委員会

第一節 中央雇用平等委員会

(設置)

第六条 労働省の外局として、中央雇用平等委員会（以下「中央平等委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第七条 中央平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 第四章の定めるところにより、再審査の申立てがあつた事件について、審査の上、命令又は勧告をし、及び差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件で全国的に重要な問題に係るものについて、審査の上、命令又は勧告等をすること。
- 二 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する重要事項について調査審議し、当該事項に関し講すべき施策について労働大臣に建議すること。
- 三 雇用における男女の平等取扱いを促進するための啓発及び宣伝を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、この法律に基づき中央平等委員会に属させられた事務を行うこと。

(建議の尊重)

第八条 労働大臣は、前条第二号の建議があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第九条 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人をもつて組織する。

2 使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各三人以上の委員は、女子でなければな

らない。

- 3 中央平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。
- 4 委員長は、会務を総理し、中央平等委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員が、その職務を代理する。
- 6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員のうち二人以内の委員は、常勤とすることができる。

(委員の任命)

第十条 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、人格識見高く、雇用における男女の平等取扱いの促進に熱意がある者のうちから両議院の同意を得て、労働大臣が任命する。

- 2 公益委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、労働大臣は、前項の規定にかかわらず、使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、同項に定める資格を有する者のうちから、公益委員を任命することができる。
- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、労働大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

(欠格事由)

第十一條 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(任期等)

第十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 委員の任期が満了したときは、その委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(失職及び罷免)

第十三条 委員が第十一條各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

- 2 中央平等委員会により、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたときは、労働大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(服務)

第十四条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、在任中、国会若しくは地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長となつてはならない。
- 3 公益委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 4 常勤の公益委員は、在任中、営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、又は労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事してはならない。

(会議)

第十五条 中央平等委員会は、委員長が招集する。

- 2 中央平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び委員長を含む公益委員各二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 中央平等委員会の議事は、出席委員（委員長を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 中央平等委員会が第十三条第二項の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。
- 5 委員長に事故がある場合の第二項及び第三項の規定の適用については、第九条第五項の規定により委員長の職務を代理する委員は、委員長とみなす。

(規則制定権)

第十六条 中央平等委員会は、この法律及びこの法律に基づく政令で定めるもののほか、雇用平等委員会が行うこの法律に規定する救済手続その他事務処理に関し必要な事項について中央雇用平等委員会規則（以下「規則」という。）を定めることができる。

(差別的取扱いについての準則)

第十七条 中央平等委員会は、差別的取扱いであるかどうかを判断するについて必要な一般的準則を定めることができる。

(事務局)

第十八条 中央平等委員会の事務を処理させるため、中央平等委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

第二節 地方雇用平等委員会

(設置)

第十九条 都道府県に地方雇用平等委員会（以下「地方平等委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十条 地方平等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 第四章の定めるところにより、差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件について、審査の上、命令又は勧告等をすること。
- 二 雇用における男女の差別的な取扱いに係る女子の苦情についての相談に関する事務を行うこと。
- 三 雇用における男女の平等取扱いの促進に関する重要事項について調査審議し、当該事項に関し中央平等委員会に意見を申し出ること。
- 四 雇用における男女の平等取扱いを促進するための啓発及び宣伝を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この法律に基づき地方平等委員会に属させられた事務を行うこと。

(組織)

第二十一条 地方平等委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各六人、八人、十人又は十二人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。

- 2 使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各二分の一以上の委員は、女子でなければならない。
- 3 地方平等委員会に委員長を置き、公益委員のうちから委員が選挙する。
- 4 委員長は、会務を総理し、地方平等委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ公益委員のうちから委員により選挙された委員がその職務を代理する。
- 6 委員は、非常勤とする。ただし、公益委員の定数が六人又は八人の地方平等委員会にあつてはそのうち二人以内の委員、公益委員の定数が十人の地方平等委員会にあつてはそのうち三人以内の委員、公益委員の定数が十二人の地方平等委員会にあつてはそのうち四人以内の委員は、常勤とすることができます。

(委員の任命)

第二十二条 使用者委員は使用者団体により推薦された者のうちから、労働者委員は労働組合により推薦された者のうちから、公益委員は使用者委員及び労働者委員の意見を聴いた上、人格識見高く、雇用における男女の平等取扱いの促進に熱意がある者のうちから、都道府県知事が任命する。

(準用規定)

第二十三条 第十一条から第十五条まで(第十四条第四項を除く。)の規定は、地方平等委員会及びその委員について準用する。

- 2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第十三条第二項	中央平等委員会により 認められた 労働大臣は、その委員を罷免しなければ ならない。	都道府県知事は 認める 地方平等委員会の同意を得て、そ の委員を罷免することができる。
	公益委員	非常勤の委員
	各二人以上	の定数のそれぞれ三分の一以上の 委員
第十五条第四項	第十三条第二項の規定による認定	第二十三条第一項において準用す る第十三条第二項の同意

(事務局)

第二十四条 地方平等委員会の事務を処理させるため、地方平等委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長一人その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
- 4 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。
- 5 第二項の職員は、地方平等委員会が任命する。

第四章 救済手続

第一節 通則

(管轄)

第二十五条 地方平等委員会は、当事者のいずれか一方の住所地若しくは居所地若しくは主たる事務所の所在地がその管轄区域内にある場合におけるその当事者に係る差別的取扱いからの救済の申立てについての事件又は差別的取扱いが行われた地がその管轄区域内にある場合におけるその差別的取扱いからの救済の申立てについての事件の処理について管轄する。

- 2 中央平等委員会は、規則の定めるところにより、差別的取扱いからの救済の申立てがあつた事件で、全国的に重要な問題を含むものと認める事件については、地方平等委員会の決定又は第三十九条の勧告等の措置が行われる前に限り、自らその事件を取り扱うことができる。

(合議体)

第二十六条 雇用平等委員会による差別的取扱いからの救済の申立てに係る事件の処理は、公益委員の全員をもつて構成する合議体で行う。

- 2 前項の合議体は、公益委員の定数の半数以上の委員長を含む公益委員が出席しなければ、同項の事件を取り扱うことができない。
- 3 第一項の合議体は、必要があると認めるときは、公益委員のうちから一人以上の委員を指定して、手続の一部（決定、勧告並びに第三十九条第三項及び第四項の通知を除く。）を行わせることができる。
- 4 第十五条第五項の規定は、第二項の合議体の定足数について準用する。

(合議)

第二十七条 前条第一項の合議体の決定その他の判断は、合議によらなければならない。

- 2 前項の合議は、出席公益委員（委員長を含む。）の過半数の意見により決し、可否同

数のときは、委員長の決するところによる。

- 3 第一項の合議は、公開しない。
- 4 前条第一項の合議体は、第一項の合議（決定、勧告並びに第三十九条第三項及び第四項の通知をする場合における合議に限る。）に先立つて、審問の準備又は審問に参与した使用者委員及び労働者委員の出席を求め、その意見を聴かなければならない。ただし、出席がない委員については、この限りでない。
- 5 前項の合議は、同項の意見を尊重してしなければならない。
- 6 第十五条第五項の規定は、第二項の合議の議事について準用する。

（代理人及び補佐人）

第二十八条 当事者は、弁護士又は雇用平等委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

- 2 当事者又は代理人は、雇用平等委員会の承認を得て補佐人とともに出頭することができる。

（迅速な処理）

第二十九条 雇用平等委員会は、申立てがあつたときは、遅滞なく審査を開始し、できる限り速やかに事件の処理を図るように努めなければならない。

第二節 初審の手続

（申立て）

第三十条 差別的取扱いを受けた女子は、その差別的取扱いが行われた日（継続する行為にあつてはその終了した日）から一年以内にその差別的取扱いからの救済の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立ては、申立書を管轄地方平等委員会に提出してしなければならない。
- 3 前項の申立書には、当事者の氏名、商号又は名称及び差別的取扱いを構成する具体的事實その他規則で定める事項を記載しなければならない。
- 4 第二項の申立書の様式は、規則で定める。

（不適法な申立ての却下）

第三十一条 地方平等委員会は、不適法な差別的取扱いからの救済の申立て（公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く。）で、その欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

- 2 第三十八条第三項から第五項までの規定は、前項の決定について準用する。

（勧告）

第三十二条 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立て（公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く。）があつた場合においては、当事者双方の意見を聴いた上、相当と認めるときは、被申立て人に對し、申立て人を差別的取扱いから救済するため適當な措置を執るべき旨を勧告することができる。この場合においては、審問を経な

いことができる。

- 2 被申立人が前項の勧告を受諾し、当事者間に当該勧告の内容に相当する合意が成立したときは、差別的取扱いからの救済の申立ては取り下げられたものとみなす。

(審問の準備)

第三十三条 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、当事者に対し、申立ての理由の疎明を求める等適切な方法で争点及び証拠を整理し、審問の準備をすることができる。

- 2 使用者委員及び労働者委員は、審問の準備に参与することができる。

(審問)

第三十四条 地方平等委員会は、審問の期日を開き、当事者に意見の陳述をさせなければならない。

- 2 当事者は、審問に立ち会うことができる。

- 3 使用者委員及び労働者委員は、審問に参与することができる。

(審問の公開)

第三十五条 審問は、公開して行う。ただし、地方平等委員会が差別的取扱いからの救済の申立てをした女子の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は手続の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(証拠調べ)

第三十六条 地方平等委員会は、申立てにより、又は職権で、次の各号に掲げる証拠調べをすることができる。

- 一 当事者又は証人に出頭を命じて陳述させること。

- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

- 三 事件に關係のある文書若しくは物件の所持人に対し、当該文書若しくは物件の提出を命じ、又は提出された文書若しくは物件を留め置くこと。

- 四 事件に關係のある場所に立ち入つて、文書又は物件を検査すること。

- 2 地方平等委員会は、職権で証拠調べをしたときは、その結果について、当事者の意見を聽かなければならない。

- 3 地方平等委員会が第一項第一号又は第二号の規定により証人に陳述させ、又は鑑定人に鑑定させるときは、これらの者に宣誓をさせなければならない。

- 4 地方平等委員会が第一項第一号の規定により当事者に陳述させるときは、その当事者に宣誓をさせることができる。

- 5 当事者は、審問の期日以外の期日における証拠調べに立ち会うことができる。

- 6 第一項第四号の規定により立入検査をする公益委員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

(事実の調査)

第三十七条 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、自ら事実の調査をし、又は地方平等委員会の事務局の職員をしてこれを行わせることができる。

2 地方平等委員会が前項の事実の調査をする場合において必要があると認めるときは、地方平等委員会又はその命を受けた地方平等委員会の事務局の職員は、当事者の占有する工場、事業場その他事件に關係のある場所に立ち入つて、事件に關係のある文書又は物件を検査することができる。

3 地方平等委員会は、事実の調査をしたときは、その結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

4 前条第六項の規定は、第二項の規定により公益委員又は地方平等委員会の事務局の職員が立入検査をする場合について準用する。

(認容の決定等)

第三十八条 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立て（公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てを除く。次項において同じ。）に理由があると認めるときは、被申立て人に対し、決定で申立て人を原職に復帰させなければならないこと等申立て人を差別的取扱いから救済するため必要な措置を執るべき旨を命じなければならない。

2 地方平等委員会は、差別的取扱いからの救済の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

3 前二項の決定は、文書をもつて行い、決定書には次の各号に掲げる事項を記載し、委員長及び合議に出席した公益委員がこれに署名押印しなければならない。

一 主文

二 理由

三 当事者

四 その他規則で定める事項

4 地方平等委員会は、第一項又は第二項の決定をしたときは、その決定書の正本を当事者に送達しなければならない。

5 第一項又は第二項の決定は、決定書の正本が当事者に送達された時に、その効力を生ずるものとする。

(勧告等の措置)

第三十九条 地方平等委員会は、公共職業安定所の行う職業紹介等に係る申立てに理由があると認めるときは、被申立て人に対し、申立て人を差別的取扱いから救済するため必要な措置を執るべき旨を勧告するものとする。

2 地方平等委員会は、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた機関の監督庁に対し、更に必要な勧告をすることができる。

3 地方平等委員会は、第一項の申立てに理由がないと認めるときは、当事者にその旨の通知をするものとする。

4 第一項の申立てが不適法なもので、その欠陥を補正することができないものと認める

ときも、また前項と同様とする。この場合においては、審問を経ないことができる。

第三節 再審査の手続

(再審査の申立て)

第四十条 地方平等委員会の決定書の正本の送達を受けた当事者は、その決定に対して、その決定書の正本の送達を受けた日から十五日以内（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内）に中央平等委員会に再審査の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立ては、再審査申立書を、初審の地方平等委員会を経由して又は直接に、中央平等委員会に提出してしなければならない。
- 3 前項の再審査申立書には、不服の理由を記載しなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、第二項の再審査申立書の記載事項及び様式は、規則で定める。

(再審査の範囲)

第四十一条 再審査は、申し立てられた不服の範囲において行うものとする。

(再審査の決定)

第四十二条 中央平等委員会は、不適法な再審査の申立てでその欠陥を補正することができないものについては、決定でこれを却下しなければならない。この場合においては、審問を経ないことができる。

- 2 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由があると認めるときは、地方平等委員会の決定を取り消し、自ら決定をしなければならない。ただし、再審査申立人に不利益な決定をすることはできないものとする。
- 3 中央平等委員会は、再審査の申立てに理由がないと認めるときは、決定でその申立てを棄却しなければならない。

(初審の手続の準用)

第四十三条 第三十二条から第三十七条まで及び第三十八条第三項から第五項までの規定は、再審査の手続について準用する。

第四節 全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続

(全国的に重要な問題に係る事件の審査の手続)

第四十四条 第二十五条第二項の規定に基づき中央平等委員会が自ら取り扱う事件の審査については、第三十一条から第三十九条までの規定を準用する。

第五章 訴訟

(専属管轄等)

第四十五条 中央平等委員会の決定に対する取消しの訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

- 2 地方平等委員会の決定に対しては、取消しの訴えを提起することができない。

(出訴期間)

第四十六条 前条第一項の訴えは、決定書の正本の送達された日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不变期間とする。

(緊急命令)

第四十七条 差別的取扱いからの救済の申立てについての事件における被申立人が第四十五条第一項の訴えを提起した場合において、受訴裁判所は、中央平等委員会の申立てにより、決定で、原告に対し判決の確定に至るまで中央平等委員会の決定（その決定が再審査の申立てを棄却し、又は却下するものである場合には、その棄却又は却下の決定に係る地方平等委員会の決定）の全部又は一部に従うべき旨を命じ、又は当事者の申立てにより、若しくは職権でこの決定を取り消し、若しくは変更することができる。

第六章 補則

(不利益取扱いの禁止)

第四十八条 何人も、地方平等委員会に差別的取扱いからの救済の申立てをしたこと若しくは地方平等委員会の決定につき中央平等委員会に再審査の申立てをしたこと又は雇用平等委員会がこれらの申立てに係る審査をする場合に証拠を提出し、若しくは発言をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをされてはならない。

(資料提出の要求等)

第四十九条 雇用平等委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(調査の委託)

第五十条 雇用平等委員会は、必要があると認めるときは、行政機関、地方公共団体、学校、試験研究所又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。

(国会に対する報告)

第五十一条 中央平等委員会は、毎年、労働大臣を経由して国会に対し雇用平等委員会の所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

(適用関係)

第五十二条 この法律の規定は、国及び地方公共団体の公務員についても適用があるものとする。

2 前項の場合において、同項の公務員に係る差別的取扱いに該当する処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

3 この法律のうち第三章及び第四章の規定は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に係る差別的取扱いについては適用せず、その差別的取扱いからの救済の機関及び手続に関しては別に法律で定める。

(労働基準監督機関の職権)

第五十三条 賃金についての差別的取扱いからの救済の申立てがあつたときは、労働基準監督機関は、その申立てについての雇用平等委員会の決定が確定するまで、その差別的取扱いに関しては、職権（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百二条の規定に基づくものを除く。）の行使を中止するものとする。

（送達）

第五十四条 書類の送達については、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第百六十二条、第百六十九条、第百七十一条から第百七十三条まで及び第百七十七条の規定を準用する。この場合において、同法第百六十二条第一項中「執行官」とあり、同法第百七十二条中「裁判所書記官」とあるのは「雇用平等委員会ノ事務局ノ職員」と、同法第百七十三条中「第百七十条第二項又ハ前条」とあるのは「前条」と、同法第百七十七条中「裁判所」とあるのは「雇用平等委員会」と読み替えるものとする。

（不服申立ての制限）

第五十五条 第四章の規定により雇用平等委員会がした決定その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（費用）

第五十六条 第三十六条第一項第一号又は第二号（第四十三条及び第四十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により陳述又は鑑定を命ぜられた証人又は鑑定人は、政令の定めるところにより、旅費、鑑定料その他の費用を請求することができる。

第七章 罰則

第五十七条 第三十八条第一項（第四十四条において準用する場合を含む。）又は第四十二条第二項の決定が確定した後においてこれに違反した者は、二年以下の禁錮若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八条 第十四条第一項（第二十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第三十六条第三項（第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した証人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三年以上五年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第四十八条の規定に違反して不利益な取扱いをした者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がなくて第三十六条第一項第一号又は第二号（第四十三条及び第四十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して出頭せず、又は陳述若しくは鑑定を拒んだ者
- 二 正当な理由がなくて第三十六条第一項第三号（第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して文書又は物件を提出しなかつた

者

三 正当な理由がなくて第三十六条第一項第四号（第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 正当な理由がなくて第三十六条第三項又は第四項（第四十三条及び第四十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して宣誓を拒んだ者

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十七条、第六十条又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十三条 第三十六条第四項（第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した当事者が、虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第四十七条の規定による裁判所の命令に違反した者は、十万円（当該命令が作為を命ずるものであるときは、その命令の不履行の日数一日につき十万円の割合で算定した金額）以下の過料に処する。

第六十五条 正当な理由がなくて第三十七条第二項（第四十三条及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した当事者は、三万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（最初に任命される公益委員の任命についての特例）

第二条 この法律の施行後最初に任命される中央平等委員会の公益委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十一条第二項及び第三項の規定の例による。

（最初に任命される委員の任期）

第三条 この法律の施行後最初に任命される中央平等委員会の委員の任期は、第十二条第一項本文の規定にかかわらず、労働大臣の指定するところにより、使用者委員、労働者委員及び公益委員のうち各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年とする。

2 この法律の施行後最初に任命される地方平等委員会の委員の任期は、第二十三条第一項において準用する第十二条第一項本文の規定にかかわらず、都道府県知事の指定するところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる期間とする。

一 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各六人の場合
各二人は一年、各二人は二年、各二人は三年

二 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各八人の場合

各二人は一年、各三人は二年、各三人は三年

三 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十人の場合
各三人は一年、各三人は二年、各四人は三年

四 当該地方平等委員会の使用者委員、労働者委員及び公益委員の定数が各十二人の場合
各四人は一年、各四人は二年、各四人は三年
(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方労働委員会」の下に「、地方雇用平等委員会」を加える。

第七十五条第一項中「以て」を「もつて」に改め、「地方労働委員会」の下に「、地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「且つ」を「かつ」に改め、「地方労働委員会」の下に「、地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第九十八条第一項中「地方労働委員会」の下に「、地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第九十九条第一項中「地方労働委員会」の下に「、地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第一百二十一条中「地方労働委員会の委員」の下に「、地方雇用平等委員会の委員」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第一百二十五条中「地方労働委員会」の下に「、地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第一百八十条の五第二項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 地方雇用平等委員会

第一百九十九条第八項中「地方労働委員会」の下に「、地方雇用平等委員会」を加え、「基く」を「基づく」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二編第七章第三節第六款の款名中「地方労働委員会」の下に「、地方雇用平等委員会」を加える。

第二百二条の二第六項中「第四項」を「第五項」に、「基く」を「基づく」に、「通り」を「とおり」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

地方雇用平等委員会は、別に法律の定めるところにより、雇用における女子であることを理由とする差別的取扱いに關し審査の上、命令又は勧告をすること等雇用における男女の平等取扱いを促進するために必要な事務を執行する。

(国家行政組織法の一部改正)

第五条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三条関係)」に改め、同表労働省の項中
「公共企業体等労働委員会」を
「 公共企業体等労働委員会

中央雇用平等委員会」

に改め、別表第二中「別表第二」を「別表第二（第十七条関係）」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第六条 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「基いて」を「基づいて」に、「左の通り」を「次のとおり」に、

「公共企業体等労働委員会」を

「 公共企業体等労働委員会
中央雇用平等委員会」

に改め、同条に次の二項を加える。

4 中央雇用平等委員会の組織、所掌事務及び権限は、雇用における男女の平等取扱いの促進に関する法律（昭和五十六年法律第 号）（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第七条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号の三の二を第十三号の三の三とし、第十三号の三の次に次の二号を加える。

十三の三の二 中央雇用平等委員会の常勤の公益を代表する委員

第一条中第十九号の三の二を第十九号の三の三とし、第十九号の三の次に次の二号を加える。

十九の三の二 中央雇用平等委員会の非常勤の公益を代表する委員

別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を

「 公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
中央雇用平等委員会の常勤の公益を代表する委員」

に改める。

（地方公務員法の一部改正）

第八条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及び公平委員会」を「、公平委員会及び地方雇用平等委員会」に、

「基く」を「基づく」に、「定」を「定め」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

理 由

我が国における雇用関係の現状に顧み、使用者等による女子に対する差別的取扱いを禁止するとともに、その差別的取扱いから迅速かつ適正な手続により女子を救済するため必要な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約三億四千万円の見込みである。